

今 回 の テ ー マ

【 贈 与 税 の 基 礎 知 識 】

相 続 時 精 算 課 税 制 度

— 使 っ て は い け ない 人 編 —



ダイエパートナーズ株式会社及びダイエパートナーズ会計事務所の承諾なくして本資料を転載または配布することを禁じます。

また、本資料に関していかなる第三者に対しても一切の責任を負いません。

内容

01. 相続時精算課税制度のおさらい
02. 暦年贈与による相続税対策を行いたいと
考えている人
03. 「小規模宅地等の特例」を使いたいと
考えている人

内容

01. 相続時精算課税制度のおさらい
02. 暦年贈与による相続税対策を行いたいと
考えている人
03. 「小規模宅地等の特例」を使いたいと
考えている人

相続時精算課税制度

贈与者
(財産をあげる人)

60歳以上の父母、祖父母
(贈与した年の1月1日時点)

受贈者
(財産をもらう人)

20歳以上の子・孫
(贈与した年の1月1日時点)

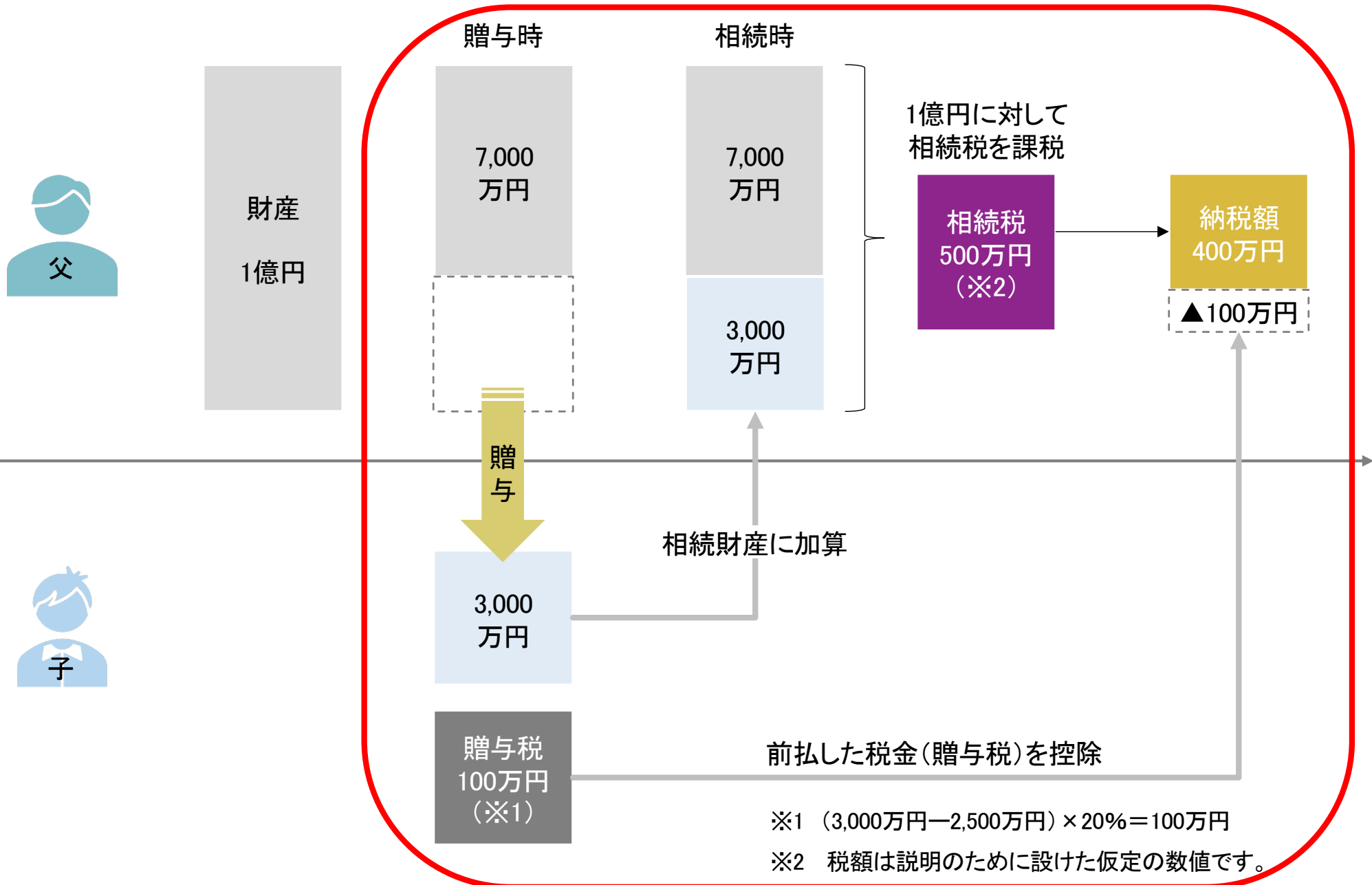
非課税枠

最大2,500万円

贈与税率

一律20%
(2,500万円を超えた金額について)

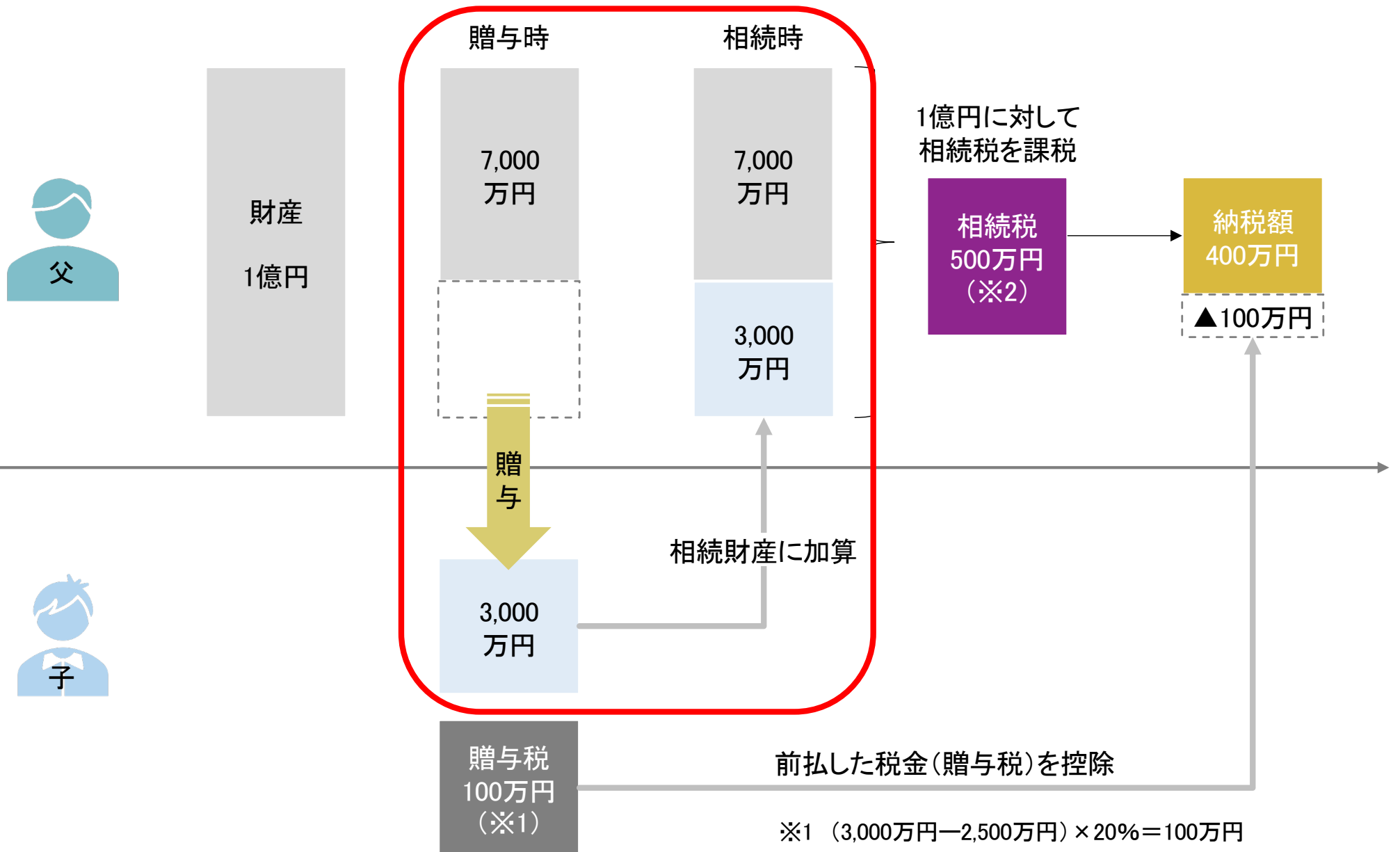
相続時精算課税制度のおさらい



内容

01. 相続時精算課税制度のおさらい
- 02. 暦年贈与による相続税対策を行いたいと
考えている人**
03. 「小規模宅地等の特例」を使いたいと
考えている人

暦年贈与による相続税対策を行いたいと考えている人



※1 $(3,000万円 - 2,500万円) \times 20\% = 100万円$

※2 税額は説明のために設けた仮定の数値です。

まとめ

- 相続時精算課税による贈与は、全て相続税の対象となってしまうため、相続税の節税にはならない。
- 相続時精算課税制度を選択すると、暦年贈与に戻れない。

内容

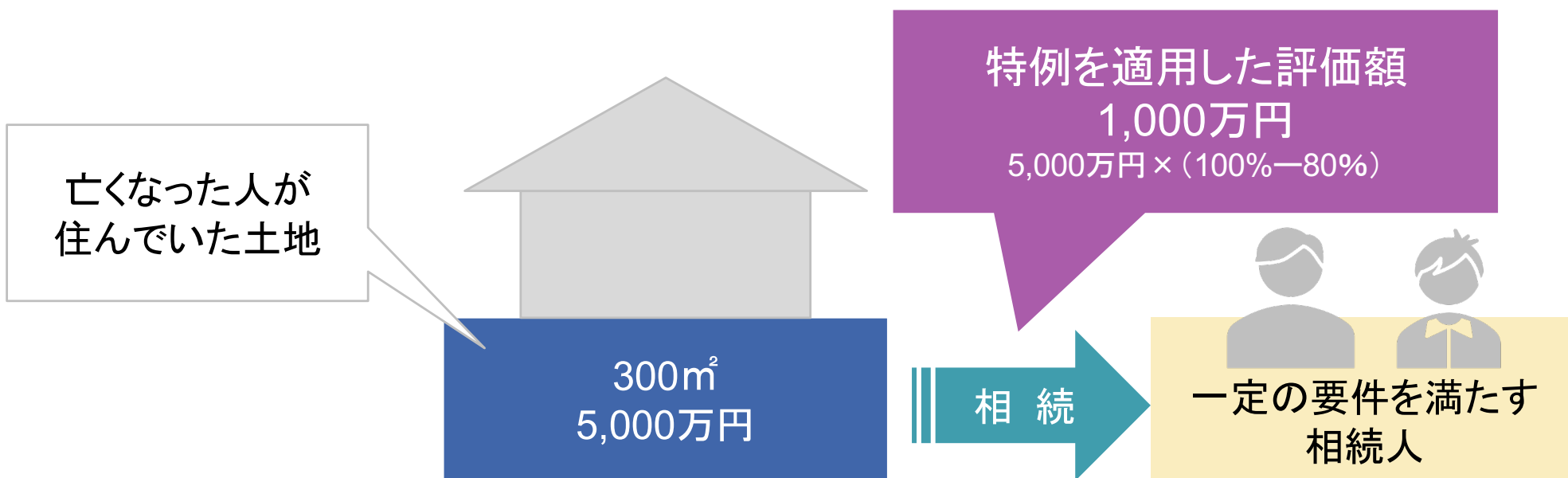
01. 相続時精算課税制度のおさらい
02. 暦年贈与による相続税対策を行いたいと
考えている人
- 03. 「小規模宅地等の特例」を使いたいと
考えている人**

「小規模宅地等の特例」を使いたいと考えている人

小規模宅地等の特例とは・・・

※ 小規模宅地等の特例にも種類があり、
その中の特定居住用宅地等について記載しています。

- 亡くなった方が住んでいた土地を、
- 一定の要件を満たす相続人が相続した場合に、
- 土地の金額を330㎡まで80%減額した金額にしてくれる特例



※ あくまで相続税の計算をする際の価値を1,000万円とするという話なので、価値自体は5,000万円のままです。

まとめ

- 生前贈与では、小規模宅地等の特例は使えない。
- 小規模宅地等の特例を使いたい場合は、相続で渡す。